主 文本件控訴を棄却する。 当審における未決勾留日数中二二〇日を原判決の刑に算入する。

本件控訴の趣意は、弁護人高橋正八、同萩原菊次、同大高満範、同島田種次、同伊東哲夫、同明石一秀、同渕上玲子連名の控訴趣意書(弁護人の釈明については第一回公判調書の記載参照)に、これに対する答弁は、検察官鈴木薫名義の答弁書にそれぞれ記載されているとおりであるから、これらを引用する。

控訴趣意第一点(法人税法違反の法令適用の誤りの主張)について

所論は、要するに、法人税法一五九条一項の「法人税を免れ」るとの規定の意義は法人税の納税義務の確定を免れることのみをいい、正当額で確定した法人税の納付を免れることまでを含まないと解すべきであるのに、右の意義を不当に拡大して解釈し、被告人らが、将来原判示の外国法人であるA・コーポレイション、B・コーポレイション及びC・インコーポレイテツド(以下これらを併せてフイルム三社と略記し、又は個別にAというように略記する。)の法人税が正当税額で申告されることにより正当に確定されることを前提とし、その確定した法人税の納付を免れる目的のみで行つたに過ぎない行為をとらえて法人税を免れるためにした不正の行為に該当する旨判断した原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令解釈適用の誤りがある、というのである。

そこで、調査すると、原判決には所論の法令解釈適用の誤りがあるとはいえない。

〈要旨第一〉法人税法一五九条一項・一六四条の逋脱罪は、行為者が納税義務を負 う法人の業務に関し不正の行為をもつ〈/要旨第一〉て納税義務を怠らしめ、その結果 税金を免れさせたことによつて成立する犯罪であり(所得税逋脱罪についての最高 裁昭和三八年一二月一二日第一小法廷判決・刑集一七巻一二号二四六〇頁参照) 同法七七条等に規定する納期限(原則として申告書提出期限)内に法人税を納付し ないことにより同罪が既遂となる(入場税逋脱罪についての最高裁昭和四一年七月 二日第三小法廷決定・刑集二〇巻六号五六七頁参照。単純不申告後の不正の行為 により法人税を免れた場合を除く。)ことにかんがみれば、同法一五九条一項の「税を免れ」るとは正当税額(抽象的租税債権の額)の法人税の全部又は一部を納期限内に納付しないことをいうものと解すべきである。所論は、所得税法二四〇条に「税を納付しなかつた」と規定されていることと対比すれば、税を免れたとは税 額を過少に確定することであるというけれども、同条の規定に右文言が使用されているのは、その罪の主体が納税義務者でなく、源泉徴収義務者であることに照応し ているのに過ぎないから、所論の根拠とはならない。そして、法人税法一五九条-項の「偽りその他不正行為」とは、逋脱の意図、すなわち、正当税額の法人税の全 部又は一部を納付しない意図をもつて、その手段として税の確定 (賦課) 又は徴収 を不能若しくは著しく困難にするようななんらかの偽計その他の工作を行なうこと をいうものと解するのが相当である(最高裁昭和四二年――月八日大法廷判決・刑 一巻九号一一九七頁参照)。したがつて、一応正当税額で法人税の確定申告を 徴収を不能若しくは著しく困難にする工作をすることは、同法の不正の行為に該当 するといわなければならない。虚偽過少の確定申告をし又は不正の行為を伴つて確 定申告をしないことにより税を免れる通常の場合には、正当税額の一部又は全部で ある不申告分についてこれを確定させることなく(国税通則法一六条一項一号) 不申告分を納期限内に納付しないのみならず、納期限後における徴収手続の対象か らも除外させて、事実上その納税義務の履行を免れるのであるが、法人税を正当税 額で申告期限内に確定させた場合にも、事前の不正の行為により税を免れたなら ば、法人税法一五九条一項の逋脱罪が成立する可能性を否定することはできない。 この点に関しては、所論の言及する国税徴収法一八七条一項、一八九条一項の滞納 処分妨害罪の成立する範囲を考察する必要がある。すなわち、右滞納処分妨害罪が 成立するためには、刑法九六条の二の強制執行妨害罪の成立に、現実に強制執行を 受ける虞れのある客観的状態の下で行為をしたことが要求される(最高裁昭和三五 年六月二四日第二小法廷判決・刑集一四巻八号一一〇三頁参照)のと同様に、現実 に滞納処分を受ける虞れのある客観的状態の下において行為をしたことが必要であ ると解すべきであつて、滞納処分妨害罪の対象となる行為は、事実上滞納処分が可 能となる税額確定(確定申告又は国税通則法二四条の更正若しくは同法二五条の決 定)の後にかつ確定した税額に関してした行為のみに限られることになる。その結

果、税額の確定する前の段階において、税を納付しない意図をもつて、将来予想される滞納処分、すなわち、税の徴収を不能若しくは著しく困難にするような財産隠匿等の不正の行為をしてもこれを滞納処分妨害罪の対象として処罰することができないことになる。このような滞納処分妨害罪成立の限界を考慮すれば、法人税法一五九条一項の逋脱罪の構成要件を前記のように解釈することには、納税秩序の維持の上からも十分合理性があるということができる。

以上の見地に立つて本件を見れば、原判示フイルム三社の実質的経営者である被 告人が同三社の原判示事業年度の各法人税について、後記Dから確定申告書の提出 を拒否されるや、自分が表面上に同三社と無関係の立場にいるのに乗じ、確定申告 をしなかつたというのであるから、(一)税を納付しない意図で、その手段として右確定申告書の提出期限の前に同三社の会計帳簿等をすべて廃棄又は隠匿した被告 人の行為が法人税額の確定を著しく困難にする行為に当たるばかりでなく、(二) 更に原判決の認定した次の行為、すなわち、被告人がDらと通謀して、その当時に おいては原判示フィルム三社の法人税を一応正当税額で確定させるものの、その所得を隠匿し、納期限内の法人税納付はもとより徴収に応ずる意思も全くなく、法人 税を納付しない意図をもつて、まず、被告人が事実上全株式を持つE株式会社が取得 したフイルム三社の全株式を第三者のDにおいてEから資金を借りて取得し、フイル ム三社の実質上の経営者となつたかのような書類作成や経理処理を行つたうえ、 イルム三社の唯一の資産である不動産を原判示事業年度に売却して得た利益金のう その従業員との労働争議の和解金に充てた部分等の残金を同三社からD個人に 貸し付け、同人からEに対する債務の弁済に供したもののようなフィルム三社等の架 空の経理処理及び預金振替操作を行わせて事実を虚構した行為も、フイルム三社の 損益・財務の状況の正確な把握を誤らしめ、税務調査に重大な支障を生ぜしめる虞 れがあるものであるとともに、同三社の資産を隠匿するものであつて、同三社に対 する法人税の確定及び徴収を不能若しくは著しく困難にする偽計工作に当たること が明らかである。そうすると、これらの行為をもつて法人税法一五九条一項の偽りその他不正の行為に該当するとした原判決の判断には所論の法令解釈適用の誤りが あるとはいえない。論旨は理由がない。

控訴趣意第二点(法人税法違反の事実誤認の主張)について

所論は、要するに、(一)被告人とF及びDとの共謀内容は単に正当に確定されることになつていた法人税の納付を免れようとしたものに過ぎないのに、法人税土地売却利益をDに貸し付けたように仮装したこと及びフイルム三社の法人税をも前ろに復装したこと及びフイルム三社の法人税をも前ろに復装したことを廃棄隠匿したことは、いずれも当得をできる資料を残してその会計帳簿等を廃棄隠匿したことは、いずれも当得の手段とはならないもので、逋脱の手段である偽りその他不正の行為に当書を提出期限内に提出しなかつたに過ぎないのに、右仮装行為及び会計帳簿等の廃匿をもつて偽りその他不正の行為と認定し、被告人が不正の行為を伴う無申告算出は(イ)フイルム三社がEに対し不動産売却及び労働問題解決の業務代行の手関のといる人税を免れた旨認定したのは事実の誤認であり、(三)原判示各所得の手動のは(イ)フイルム三社がEに対し不動産売却及び労働問題解決の業務代行の手動のはて支払い若しくは負担した三億円、(ロ)フイルム三社が自社ビル建設計費四との大は会社の報酬の適正額を損金として計上すべきであるのに、これらを則として対金納付等の報酬の適正額を損金として計上すべきであるのに、これらを判決といる。

そこで、調査すると、関係各証拠を総合すれば、所論の各点を含めて、原判示法人税法違反の罪となるべき事実の認定は、優にこれを是認することができる。〈要旨第二〉まず、所論(一)については、原判決は、被告人らが本件犯行を共謀し実行するまでの経緯について、原判示冒〈/要旨第二〉頭の「三 本件犯行に至るでの状況」及び「四 本件不動産の売却と題する項」において詳細に認定しており、関係各証拠によれば、優にこれを是認することができる。右の事実によれば、被告人がEの事業としてフイルム三社の不動産による利得を企て、顧問税理士らをも交えて具体策を練り、正規の税金を納付しては利益を期待できないとの結論に達交えて具体策を練り、正規の税金を納付しては利益を期待できないとの結論に達入プィルム三社の株式取得の前からその法人税を納付しない意思を固め、単に税務当局の追求をかわす目的で名義上の経営者にDを仕立て、同人をして正当税額で法人税の確定申告をさせるが、実質上フイルム三社の資産をなくし、アメリカ国籍

を持つDがアメリカに身を隠すなどして、滞納処分の実効を挙げさせないように事前に手を打つてその法人税を免れる計画のもとに部下らやDと意思を通じて行動をしたこと、しかし、被告人は昭和五六年二月に入つたころ部下のFからDが確定申告書の提出を拒否している旨の報告を受けるや、自分らが書面上や会計処理の面では単なる資金の貸与者に過ぎない形になつているのに乗じ、高橋に対しフイルム三社の法人税確定申告書を提出しないように指示し、そのとおり実行させたことが明らかであるから、被告人に本件逋脱罪の共謀を認定した原判決には所論の事実の誤認はない。

更に所論(三)については、原判決が(弁護人の主張に対する判断)二の1から3までのなかで詳しく説示しているところ、この判断もこれを支持することができる。

(イ)で主張するフイルム三社のEに対する業務手数料三億円をフイ ルム三社がEに支払う旨契約し又は負担したという事実はこれを認めるに足る証拠が ない。所論は、EとDの間の昭和五三年七月六日付金銭消費貸借契約書(被告人の検 察官に対する昭和五七年七月二・三日付供述調書末尾添付の書面で、昭和五三年 二月一〇日ごろ作成したもの)の第一一条を援用するが、右契約書は、DをEから資 金を借りてフイルム三社の株式を買い取つた人物に仕立てるために作成した効果意 思の伴わない書面であるばかりか、同契約書一一条も、フイルム三社の取得する不動産売買益をフイルム三社やDの手中に残さないようにする外形作出の一環とし て、DからEに業務協力報酬の名目で三億円を交付させることを規定したものである から、同契約書が所論を根拠づけるとはいえない。また、所論は、現実にEは職員に フイルム三社の業務の代行を行わせたからフイルム三社から報酬を受ける要因があると主張する。しかし、被告人の部下又はその委嘱した弁護士がフイルム三社の労 働争議の解決や同三社所有不動産の売却に尽力したことは事実であり、被告人の部 下らがEの職員又はその委嘱を受けた者といえるとしても、被告人の部下らは、被告 人又はEの利益のためにもフイルム三社の右役務を行つたものであるから、Eとフイ ルム三社との間で特に報酬支払いの契約があつたといえない以上、フイルム三社が Eに対し右役務の報酬支払いを負担したものとはいえず、これをフイルム三社の損金 に計上することはできない。

また所論(三)、(口)のビル設計費四〇〇〇万円については、関係証拠によれば、右ビル設計費の対象となる建物の敷地はAの所有する土地であつたが、Aが昭和五五年一〇月二日同土地を真実H株式会社に売却していること、Hが同年一一月二九日G建築事務所との間で仮称aビル新築工事の設計を含む業務委託契約を結び、同年一二月一〇日から昭和五六年六月一〇日までに四回に分けて合計四〇〇〇万円の設計費を支払つたことが認められるところ、フィルム三社がG建築事務所又はHに対し右設計費支払を負担したと認めるべき証拠はない。しかも、右仮称aビル建築の業務委託契約の締結時にはAは既に土地所有権を失つており、Aを含むフィルム三社が同土地の上にビルを建築する権原を持たなかつたのであるから、フィ

ルム三社には右業務委託契約を結ぶいわれはなかつたといわなければならない。したがつて、G建築事務所に支払つた前記設計費をフイルム三社の損金に計上し得る理由はない。

所論(三)、(ハ)のDに対する手数料もフイルム三社の損金に計上すべき理由は見出されない。Dは、Eがフイルム三社の株式を取得するために仲介をし、その後フイルム三社の法人税逋脱の目的でなされた種々の仮装工作に協力し、それらの報酬としてEから合計一億六二〇〇万円相当の現金等を受領しているけれども、右仲のの報酬はもとより、右仮装工作協力の報酬がフイルム三社の損金に計上できないことは当然である。所論は、Dに対する右支払の趣旨のうちには、同人のフイルム三社の負担すべきもので、フイルム三社の損金に計上できると主張する。趣旨も含まれていたとは認められず、現実にも同人がフイルム三社の原判示事業年度の対には関与していないばかりでなく、仮に、業務執行の対価の趣旨が絶無でなかったと見ても、期待される右業務執行は、被告人又はEの利益にもなる行為として、Eからの報酬のなかに包含して評価ずみであつたと認めることができるから、Dの業務執行に対する報酬の部分が当然にはフイルム三社の負担すべきものとして、と称執行に対する報酬の部分が当然にはフイルム三社の負担すべきものとしての損金に計上できるとはいえない。原判決にはこれらの損金計上に関する事実の誤認はない。

以上のとおり、原判決にはいずれも所論の各事実の誤認がないから、各論旨は理 由がない。

控訴趣意第三点(量刑不当の主張)について

所論は、要するに、原判決の量刑は、刑の執行を猶予しなかつた点で、重過ぎて不当である、というのである。

そこで、調査すると、本件は、被告人が原判示フイルム三社の実質上の経営者 (所有者) として業務全般を統括していたものであるが、第一にFと共謀のうえ 同三社のうちのA所有のbビル売却代金の一部を普通預金口座に入金し同会社のた め業務上預り保管中、うち二億四三〇〇万円を同口座から自己の用途にあてるため 払戻して横領し、第二F及びDと共謀のうえ、フイルム三社の業務に関し同三社の 昭和五五年一二月期の各法人税を免れようと企て、それぞれの所有していた不動産 を売却して得た所得をDに貸し付けたように仮装するなどの架空の経理処理・預金 振替操作をして事実を虚構し、かつ各会社の会計帳簿等を廃棄・隠匿する不正の行 為により、同三社の所得が実際には合計三一億五一〇五万八四三三円であるのに、 申告期限内にその各確定申告書を提出しないで、正当税額合計一二億五七九〇万二 八〇〇円の全額を免れたという事案であるところ、本件の犯情については、原判決 が(量刑の事情)として適切に説示するとおりであつて、右横領金額及び逋脱法人 税額がいずれも極めて高額であること、被告人はAの右預金をあたかも自己の当然 の取り分であるようにして払戻して横領したうえ、その大部分を自己の仮名預金口 座に入金して高級住宅購入の頭金や家族経営の会社に対する貸付金に当てたほか、 五〇〇〇万円を愛人の関係するクラブの経営資金として貸し付け、その余を家族の 高級毛皮・宝石等の支払いや生活費等の個人的用途に費消したこと、法人税逋脱の 態様が被告人において高価な不動産を持つフイルム三社の実質上の経営者となり右 不動産を転売し高所得を挙げながらその法人税を全く納付しないで済ます策を練 り、弁護士・税理士の指導も得て表面上緻密で整然とした書面の作成や会計処理をして仮装手段を尽し、税務調査や滞納処分にも耐えられるように工作をし、最終的 には仲間割れのため確定申告書を提出しての逋脱から無申告の逋脱に計画を変更し て本件を実行したものであつて、極めて周到かつ巧妙に計画された犯行であるこ と、本件が無申告事件のため所得秘匿率及び税逋脱率がともに一〇〇パーセントで あること、逋脱した税金分を含む金員がE、被告人及びDに渡り費消されていること の諸事情を認めることができる。所論は、本件法人税法違反は実質的には国の徴税 権を侵害したものではないとして、若しも、親子会社の損益通算を認める連結納税制度の立法のもとてあつたとすれば、高額の繰越欠損のあるEを親会社に持つフィル ム三社の法人税額が軽減され、又は、若しも、被告人が外国会社であるフイルム三 社の所有不動産を現物出資させて国内会社を設立し、新会社をEに吸収合併させたう え、フイルム三社を解散させる措置を講じていたならば、実質上損益が通算されて 全体として法人税額が軽減されると主張する。しかし、所論の現物出資による新会 社設立、合併、解散の各手続は、自社内の手続及び関係機関の関与手続が複雑でか なりの期間を要するところ、本件の場合労働争議中に前記措置をすることは、実際

上の可能性に乏しいから、その解決を見た昭和五五年一〇月以降に右措置をするとすれば、所論の目的達成に必要な原判示事業年度内の右合併終了が可能であつたかは甚だ疑わしい。また、通常の事業目的による組織再編成ではなく、入念で遠域を税軽減策の一環である所論の現物出資が、通常の事業目的による組織再編の限額をもつ法人税法五一条一項の趣旨に照らしてそのまま同条の同条の直径で当ると見るべきかは問題であつて、同条一項を限定解釈すれば、同条の目標であると見るであると見れば、フィルム三社を直接吸収合併国でいるとにはならない(なお、所論の場合、Eが実質上フィルム三社を直接吸収合併国でいるとにはならない(なお、所論の場合、Eが実質上フィルム三社を直接吸収合併国をにはならない(なお、活人税法施行令の通用も出題となる併国をとしてはなら、表別にといるとしては、現行法を関係におけるとは、その仮告をによって利益になる形に限定して論ずべきであるとはいえない。

以上の諸点を考慮すると、被告人の犯情は芳しくなく、その刑事責任は重いといわなければならない。そうすると、被告人には前科がないこと、被告人が国会議員を二期勤めるなど社会に貢献した業績があること、本件で業務上横領した金額を被害会社に弁償し、それが同会社から法人税として納付されたこと、被告人が本件を深く反省していること、共犯者Dが本件に深くかかわりかつ高額の利益を得ながら、高令とはいえ訴追を免れていること、その他所論の指摘する社会的制裁、家庭事情等の諸事情を十分考慮しても、本件が刑の執行猶予を相当とする案件とは認め難く、被告人を懲役二年六月の実刑に処した原判決の量刑が重過ぎて不当であるとはいえないから、論旨は理由がない。

よつて、刑訴法三九六条により本件控訴を棄却し、刑法二一条により当審における未決勾留日数中二二〇日を原判決の刑に算入することとして、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 海老原震一 裁判官 和田保 裁判官 杉山英巳)